第8回由良川流域懇談会 議事要旨

開催日時: 平成24年3月19日(月) 14:15~16:15

開催場所:京都府立中丹勤労者福祉会館 4 階 大会議室

出席者: 井上委員, 亀井委員, 川合座長, 衣川委員, 新宮委員, 西村委員, 藤本委員, 牧委員,

町井委員、松島委員、三野委員、山本委員、渡邊委員(出席13名、欠席3名)

I 議事次第

- 1. 開会
- 2. 委員委嘱・紹介
- 3. 座長選任
- 4. 事業再評価について
- 5. 規約について
- 6. 現在の計画の目標達成状況と新整備計画策定に向けて
- 7. 意見交換
- 8. 閉会

Ⅱ 議事概要(○:委員発言,●:事務局発言)

(1)委員委嘱・紹介

事務局より、由良川流域懇談会の委員について紹介がなされた。

(2) 座長選任

由良川流域懇談会の座長について、事務局より前回から引き続き川合委員が推薦され、委員 からの異議なしということで、川合委員が座長に選任された。

(3) 事業再評価について

事務局より事業再評価について、平成23年度近畿地方整備局事業評価監視委員会(H24.1.23 開催)の審議結果が報告された。審議に先立って京都府知事より、事業継続と早期完成、更なる費用縮減及び整備計画の早期見直しの要望について意見が付されたこと、並びに、これを踏まえた審議の結果、概ね適切に進められているとして「事業継続」でよいと判断されたことが報告された。これについて、特に意見なし。

(4) 規約について

事務局より由良川流域懇談会規約について、事業再評価手法の変更等に伴う規約改正が提案 された。これについて、以下の質疑応答を経て全会一致で認められた。

○ "そもそも事業評価監視委員会でやるべきことをそれに代えて懇談会で審議を行ってきた" ということを元に戻すという理解でよいか。であれば、整備計画の変更については、事業 評価監視委員会で再評価をしたうえで事業を進めるべきではないか。

- 懇談会で整備計画の変更が了承されると事業評価監視委員会に報告するという形になる。
- 以降についても、整備計画の変更を行った場合には本懇談会で審議して報告するという段 取りでよいか。
- そのとおりである。

(5) 現在の計画の目標達成状況と新整備計画策定に向けて

事務局より、現在の計画の目標達成状況と新整備計画策定に向けて、以下の7項目について 説明された後、委員との意見交換がなされた。

1) 懇談会の目的と経過

懇談会の設置目的と過去7回の開催概要について説明された。

2) 第7回懇談会(H22.3.19)以降の出水状況

平成23年度に発生した3度の出水について説明された。

3)整備目標と達成状況

治水対策に関する目標について、下流部では輪中堤整備箇所の築堤が進捗しており、順次効果を発現していること、中流部では約86%の区間で昭和57年洪水規模を安全に流下できることが説明された。そのほか、河川利用及び河川環境に関する目標について説明された。

4) 現時点の課題と対応

現時点の課題とそれに対する対応として、以下の3項目が挙げられた。

- ① 左右岸・上下流のバランス
 - ▶ 被害が対岸に転嫁されないよう左右岸を同時期に完成させる。
 - ▶ 中流部の一部区間で余裕高を設けない堤防とすることで、浸水被害を下流に偏らせず分散し、甚大な被害を回避する。余裕高を設けない区間では、減災対策として樹林帯を整備する。
- ② 整備による水位の変化への対応
 - ▶ 築堤と並行して樹木伐採を実施する。
- ③ 宅地嵩上げ対策の実施
 - ▶ 地形特性に応じた治水対策であることを説明し、合意形成を早急に図る。
- 5) 今後の目標達成の見込み

昭和57年洪水規模に対し、下流部では緊急水防災対策の実施により家屋浸水の発生が解消されること、中流部では連続堤整備により現計画完成時には浸水被害が軽減・解消されることが説明された。

6)新整備計画に向けて

新整備計画の基本的考え方として、計画高水位以下の家屋の存在する全地区に築堤等を実施することが確認された。この場合、結果として下流部では昭和28年洪水規模で被害が残るが、昭和34年洪水規模には対応可能であることが説明された。また、立案にあたっては住民意見を反映し、地方公共団体の長の意見を聴くことが表明された。

7) 今後の予定

今後のスケジュール案が示された。

委員との主な意見交換は以下のとおり。

- 国土交通省の人から、堤防というのは壊れる物で、堤防が洪水を抑止している間に逃げて くださいと説明されたことがある。堤防が壊れる物であることを住民によく周知するべき である。
- 南有路と大雲橋の景観が大きく変化している。景観に対する配慮はなされているのか。
- 宇治川の塔の島改修や、桂川の嵐山改修の例のように、特に景観に配慮する必要があると ころは学識者や地域の人などに入ってもらう委員会方式で実施している。
- 由良など下流側では昨年は3回農地冠水した。上流側の築堤を進めて下流側を放置しているのは、治水の考え方として逆ではないか。
- 河川全体を見て危険な箇所を整備しており、由良についても必要に応じて整備していくことになると思う。上下流のバランス等を含めて考えていく。
- 河口部では舞鶴側(右岸)に砂州が出来るが、由良の方(左岸)は浸食で土地が減って困っている。ブロックや砂を入れてもらっているがすぐに無くなるので、何か対策を考えて欲しい。
- 砂州については調査を進めており、対応について検討中であるので暫く待って頂きたい。
- 平成 16 年洪水を受けて治水対策をレベルアップするということで是非進めて頂きたい。 新整備計画では昭和 34 年洪水対応にレベルアップするということだが、輪中堤の高さ等 は変更になるのか。また、中流部の対策はどうなるのか。
- 現在実施している緊急水防災対策は昭和 57 年洪水を目標として、昭和 57 年洪水で浸水する恐れのある地区を選定して、そのなかで計画高水位で浸水する家屋を対象としている。 このため新整備計画で場防の高さが変わることはない。
- 中流部は現整備計画で連続堤防の整備を進めており、それについては変わらない。下流部では昭和34年洪水程度が流せるようになり、中流部は連続堤防を整備すると昭和57年洪水程度は流せるようになるが、その先は上下流のバランスが重要な議論となる。どの程度の事業費でどの程度の安全度が中流部で確保できるかということを、先ずは下流部の状況を見ながら検討を進めて懇談会に提案していく予定としている。
- 中流部で余裕高を設けない堤防を整備する地区というのは、ある意味遊水地みたいなものか。
- 遊水地ではない。下流部では緊急水防災対策が終わっても人家がある無堤地区は残っており、上流部だけ締め切ってしまうと下流部で被害が増える。下流部で家が浸水するような 洪水の時は中流部でも浸水を許容しないとバランスがとれない。平成 15 年当時の整備計 画にも盛り込まれている施策であり、今後上下流のバランスをどう考えていくか議論させ

て頂きたい。

- 平成 16 年洪水の時は、大江町では道路が冠水して孤立してしまい、情報も入ってこず、 身動きがとれなかった。先ずは由良川の左右岸の道路を通れるようにしないと避難もでき ないということを頭において、理解をお願いしたい。また、緊急水防災対策で堤防の整備 が進むのはありがたいが、その分下流側では不安をいだいている。阿良須、二箇上、二箇 下、三河、高津江などは動きが無い中で、上流の堤防を見て不安を募らせている。皆が安 心できるようにして欲しい。
- 洪水時の避難道路は重要で、例えば河守地区など低い道路が冠水するときは、洪水時も道路が通れるように堤防天端を使えるようにするなど検討を進めている。ネットワークが確保されるように検討していきたい。上下流のバランスについてもよく考慮して、慎重に進めていきたい。
- 台風が来ると流れ着くゴミが凄い。人命も大事であるが、自然物以外も流れてくる状況であり、また、天橋立まで流れていくということも知っておいて欲しい。
- 河川管理者としては、河川内のゴミは処理しているところ。併せてモラルの啓発にも努めていきたい。
- 初めての参加であるので舞鶴から車で見てきたが、整備が進んでいるようである。第7回 懇談会では第8回懇談会で原案が示されることとなっていたと思う。地域の住民も原案が 示されることを待っていた。今回スケジュールが示されているが、最後までのある程度の 目処があれば教えて欲しい。
- 平成 16 年洪水を受けて、下流部の緊急水防災対策に集中して厳しい工程の中で事業を進めている状況であり、新しい整備計画にたどり着いていないのが実情である。新整備計画原案については早期に策定したいので、ご協力をお願いしたい。
- 段階毎の計画があれば示して欲しい。
- 最終的には戦後最大の昭和 28 年洪水規模(概ね 1/100) に向けて順次実施していくが、その中間的なステップとして次期の整備計画という形で段階的に進めて行っている。

以上